設置はお済みですか？

住宅用火災警報器

一般住宅等への完全設置義務化から６月１日で２年が経過しました。

あなた自身はもちろん、大切な **家族の命** を火災から守るため、早急に設置をしましょう。

良かった～!! 付けとって。

住宅用火災警報器を設置していたため、大事に至らなかったケースが報告されています。

事例１

就寝中に住宅用火災警報器の警報音に気付き目覚めると、ベランダの室外機と室内のカーテンが燃えており、急いで水をかけ消火し大事に至らなかった。

事例２

ベッドの上でたばこを吸い寝込んでしまった。住宅用火災警報器の警報音で目覚めると、寝具類が燃えていたため、近隣住民と消火し大事に至らなかった。

『いざ』という時のために。

住宅用火災警報器は、命を守る大切な機器です。日頃からお手入れや点検をしましょう。

★点検方法

ボタンを押したり、ひもを引いたりして行えます。詳しくは、製品の取扱説明書をご覧ください。

★お手入れ

ほこりが付くと煙や熱を感知しにくくなります。乾いた布で拭くなどしましょう。

※　住宅用火災警報器の取付け支援活動を実施しております。対象者は『**自身で設置が困難な高齢者等の世帯**』に限ります。

※　住宅用火災警報器の設置状況について、消防職員が各家庭を訪問することがあります。ご協力をお願いします。

※　お問合せは、**最寄りの消防署**又は**消防本部予防課**（☎３２－９２２７）まで。

消火器の規格等が改正されました

消火器は新規格に適合したものでなければ販売することはできませんので、購入時には下記の表示等をご確認ください。

★絵表示の義務付け

○住宅用

※住宅用消火器の表示は特に変わっておりません。

○住宅用以外（業務用など）

★住宅用又は住宅用でない旨（業務用など）の表示の義務付け

★使用期限の表示の義務付け
（例）○○○○年まで　など

★耐圧性能試験（水圧試験）等の義務付け
（住宅用消火器は除く）

※住宅に置いてある消火器で、『変形・腐食』が著しいものは、使用した際に破裂の恐れがあるため、新しい消火器への取替えをお勧めします。

消防職員が販売、斡旋することはありません。**悪質な訪問販売**にはご注意ください。